

平成 12 年建設省告示第 1436 号新旧対照

新	旧
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第 126 条の 2 第 1 項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略） （削る）</p> <p>三 次のイからトまでのいずれかに該当する建築物の部分 イ～ホ（略） へ 高さ 31m 以下の建築物の部分（法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては(1)又は(2)のいずれか、居室にあつては(3)から(5)まで（特定配慮特殊建築物の居室にあつては、(4)又は(5)）のいずれかに該当するもの (1)～(4) （略） (5) 床面積が 100m²以下で、令和 7 年国土交通省告示第 989 号に規定する基準に従い、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたもの ト （略）</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第 126 条の 2 第 1 項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略） 三 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分（天井の高さが 3 m 以上のものに限る。） イ 令第 126 条の 3 第 1 項各号（第三号中排煙口の壁における位置に関する規定を除く。）に掲げる基準 ロ 排煙口が、床面からの高さが 2.1m 以上で、かつ、天井（天井のない場合においては、屋根）の高さの 2 分の 1 以上の壁の部分に設けられていること。 ハ 排煙口が、当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の下端より上方に設けられていること。 ニ 排煙口が、排煙上、有効な構造のものであること。 四 次のイからトまでのいずれかに該当する建築物の部分 イ～ホ（略） へ 高さ 31m 以下の建築物の部分（法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては(1)又は(2)のいずれか、居室にあつては(3)から(5)まで（特定配慮特殊建築物の居室にあつては、(4)又は(5)）のいずれかに該当するもの (1)～(4) （略） (5) 床面積が 100m²以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの ト （略）</p>